

(支署長指定によるもの)

外国往来船と陸地との交通場所及び貨物の積卸場所の指定

宮 支 掲 示 第 3 号

令 和 5 年 7 月 1 日

1 外国往来船と陸地との交通場所

平良港

場 所 の 名 称	所 在 地	備 考
平良港第1ふ頭C-1-2 及びC-1-9岸壁を囲むフ ェンスに設置されたゲート	宮古島市平良字西仲 宗根2番地の26及び 2番地の34	当該ゲートが設置され たフェンスに囲まれた岸 壁にけい留された船舶と 交通する者に限る。
平良港漲水ふ頭C-1-1 1岸壁及びC-1-12岸壁	宮古島市平良字西里 7番地の3	当該岸壁にけい留され た船舶と交通する者に限 る。
平良港漲水ふ頭1岸壁及び 漲水ふ頭2岸壁を囲むフェ ンスに設置されたゲート	宮古島市平良字西里 7番地及び57番地に 接する地先地内	当該ゲートが設置され たフェンスに囲まれた岸 壁にけい留された船舶と 交通する者に限る。
平良港下崎ふ頭C-1-1 4岸壁を囲むフェンスに設置 されたゲート	宮古島市平良字荷川 取645番地27	当該ゲートが設置され たフェンスに囲まれた岸 壁にけい留された船舶と 交通するものに限る。
平良港クルーズ岸壁	宮古島市平良字西仲 宗根地先	当該岸壁にけい留され た船舶と交通する者に限 る。 但し、制限区域への出 入に際しては、平良港旅 客受入施設又は港湾管理 者等が設置したゲートを 経由すること。

(注)

- ① 「制限区域」とは、「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」(SOLAS条約を受けた国内法)の規定に基づき、岸壁への交通をフェンス等により制限している区域をいう。
- ② 「ゲート」とは、①に記載したフェンス等に港湾管理者等が設置した制限区域への出入口をいう。

2 貨物の積卸場所

平良港

場 所 の 名 称	所 在 地	備 考
平良港第1ふ頭C-1-2、C-1-9岸壁、漲水ふ頭1、2岸壁、C-1-11C-1-12岸壁、下崎ふ頭C-1-14岸壁	宮古島市平良字西里2番地の34、7番地の3、7番地及び57番地に接する地先地内 宮古島市平良字荷川取645番地27	
平良港クルーズ岸壁	宮古島市平良字西仲宗根地先	但し、船用品、携帯品及び託送品に限る。

附 則

この指定は、令和5年7月1日から適用する。